

# コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

## 凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	金商法
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>委員会設置会社において、(1)取締役の状況と(2)執行役の状況に項目を区分して記載する実務があるが、当該ケースの場合、役員の男女別人数及び女性の比率の記載は、取締役の男女別人数及び女性の比率、執行役の男女別人数及び女性の比率をそれぞれ記載することになるのか。</p> <p>なお、取締役または執行役の男女別人数及び女性の比率を区分せず、まとめて記載する場合、取締役と執行役を兼任するケースが多いと考えられるが、例えば、A(男性)が兼任しているケースで、男性A部分の役員の人数は2名とするのか1名とするのかを明らかにしていただきたい(上述の、取締役及び執行役の男女別人数及び女性の比率をそれぞれ記載する場合は、男性Aはそれぞれにおいてカウントされるため2名として取扱われると考えている。)</p>	<p>本改正は、役員の男女別人数及び女性の比率の開示を目的としておりますので、委員会設置会社の場合には、取締役及び執行役の男女別人数及び女性の比率をまとめて記載することで足りると考えられます。この場合、役員の総数と男女別人数を数えるにあたっては、取締役と執行役とを兼任している者については、2名ではなく1名の役員として換算されるべきと考えられます。</p>
2	<p>開示府令第四号の三様式(四半期報告書)及び第五号様式(半期報告書)において、異動後の役員の男女別人数及び役員のうち女性の比率を括弧内に記載すること、とある。役員の異動には役職の異動(第四号の三様式、記載上の注意(17)d、第五号様式記載上の注意(23)d)も含まれるものと考えられるが、役員の男女別人数及び女性の比率に変化のない役職の異動のみを記載する場合には異動後の役員の男女別人数及び女性比率を記載する必要はないという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
3	<p>有価証券報告書を当事業年度に係る定時株主総会前に提出する場合で、役員を選任に関する議案が定時株主総会等の決議事項とされているときに、役員を選任に関する議案の概要を記載することになると考えられるが、当該議案の概要と併せて当該議案が承認可決されたと仮定した場合の役員男女別人数及び女性の比率の記載をする必要はないという理解でよいか。</p>	<p>ご指摘の場合には、役員を選任に関する議案の内容と併せて、定時株主総会における議案が承認可決されたと仮定した場合の役員男女別人数及び女性の比率を記載すべきと考えられます。</p>
4	<p>会計参与が法人である場合、女性の比率の算定において当該法人を除く役員(つまり男女)を分母とするという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
5	<p>第三号様式(記載上の注意)(36)aにおいて、「欄外に」の文言があるが、第二号様式(記載上の注意)(56)aにおいては当該文言がないため、平仄をそろえるべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正いたしました。</p>
6	<p>通常、有価証券報告書では会社法上の「役員」について記載されているが、男女別人数及び女性比率については、企業の実態を把握する観点から「執行役員を含む」、かつ、「主要な子会社を含む」という別な基準によることをご検討いただきたい。</p>	<p>有価証券報告書等の各記載項目に関連した事項を追加して記載することは可能であることから、役員状況の表の欄外に、法令上の役員に該当しない、いわゆる執行役員等に関する情報又は主要な子会社の役員に関する情報などを追加して記載することは可能と考えられます。</p> <p>なお、有価証券報告書等における「役員状況」欄には金商法第21条第1項第1号で規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)に関する情報の記載が求められております。</p>
7	<p>女性の管理職比率を上げようとして有価証券報告書や四半期報告書に比率を書かせるのは安直すぎる。そもそも政府が目標を作るのではなく企業の自由意思があってもいい。開示するにしても、CSR報告書やガバナンス報告書で掲載すべき。</p> <p>また、名ばかりの女性管理職が増えることが予想される。残業代が支給されず労働時間が増えることが容易に予想でき、子育てに支障がでる。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、本改正は、有価証券報告書等の提出会社の役員における男女比率及び女性の比率の記載を求めるものであり、管理職における女性比率等の記載を求めるものではありません。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
8	<p>男女別の人数の記入があれば十分で、比率は見る人が計算できるため、括弧書きで記入することまでは必要ない。</p> <p>もし比率を記入するのであれば、男女それぞれの比率を記入する書式にしなければ、「男性であることが普通で、女性は少数派」といった考えを無意識に裏付けてしまう。また、端数の処理の仕方もある必要がある。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
9	<p>本改正は、本年6月24日に閣議決定された『『日本再興戦略』改訂2014－未来への挑戦－』を受け、上場会社等に対し、有価証券報告書等に役員の男女別人数及び女性比率の記載を義務付けるものである。当方は、かねてから「女性登用の『見える化』」に賛同しているところであり、本改正に賛成する。本改正によって、女性役員が大変少ない日本において、女性役員の登用が促進されることを期待したい。</p>	
10	<p>役員の女性比率を義務付けることは大変良い。女性役員が増えることで、ワークライフバランス、育児や介護休暇の利用率が良くなったり、社員のうつ病が減少、業績が上がったというようなデータを今後取り、公表してほしい。また、厚労省とも連携し、この戦略を生かしてほしい。</p>	
11	<p>本件改正案は、役員の男女別人数を記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載することとしており、当該会社における女性役員の人数及びその割合が明らかになると思われる。</p> <p>しかし、各役員の氏名等のみでは、必ずしも当該役員が男性であるのか女性であるのか判断できず、どの役員が女性であるのか必ずしも明確にならず、妥当でない。例えば、女性である役員が代表取締役であるのか、それとも平取締役や監査役であるのかによって、当該会社に対する評価は、大きく異なる。</p> <p>したがって、各役員の氏名等に加え、当該役員の性別も記載することとするべき。</p>	